

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を更新しました。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
医療法人きむクリニックス	大和高田市土庫一―三―二二	平成三十年 三月一日

二 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	更新年月日
このは薬局五井店	橿原市五井町二五五―一	平成三十年 三月一日